

西条市農業委員会 令和6年度 第8回総会 議事録

1. 日 時 令和6年11月5日(火) 午後2時00分から午後2時29分

2. 場 所 西条市役所本館 5階大会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 21名 欠席者 3名 出席率 87.5%
推進委員 出席者 28名 欠席者 2名 出席率 93.3%

○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 23番 真鍋 美鈴

委 員	1番	越智 一志	11番	真鍋 覚	20番	宇佐美好正
	3番	徳増 靖記	12番	武方 謙一	22番	岡田 貴洋
	4番	一色 達夫	13番	鈴木 伸二	24番	宇野 嘉秀
	5番	白木あゆみ	14番	武田 弘文		
	6番	藤田 孝明	15番	武田 喜義		
	7番	近藤 明弘	16番	曾我部英樹		
	9番	長谷川孝師	17番	武田 安博		
	10番	篠森 均	18番	山内ふさえ		

○欠席者氏名

2番 明比 典正 19番 徳永 耕治 21番 余吾 秀利

○推進委員出席者氏名

委 員	1番	寺田 昌直	11番	近藤 仁志	23番	黒河 祐二
	2番	一色 信之	12番	眞田 克彦	24番	渡部 靖
	3番	加藤 武司	13番	平木 克彦	25番	佐伯 保親
	4番	高橋 滝雄	14番	中川 英隆	26番	佐伯 静雄
	5番	伊藤 龍二	15番	武田 義臣	27番	玉井 隆志
	6番	伊藤 正夫	16番	山田 好一	28番	桑原 俊樹
	7番	日野 哲也	17番	垂水 久明	29番	小倉 謙治
	8番	宮武 恭宏	18番	楠窪 和彦	30番	日野 貴文
	9番	岡本 省三	20番	高木 秀昭		
	10番	安藤 英利	21番	高橋 寿夫		

○欠席者氏名

19番 菅 辰郎 22番 佐山 林壱

5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更に対する意見について

議案第4号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 高橋修平 西部分室長 戸田 徹

事務局次長 高橋徹也 事務局担当次長 橋田勇作

事務局副主査 遠藤竜彦

7. 議事内容

事務局	定刻になりましたので、ただ今から令和6年度 第8回西条市農業委員会総会を開会いたします。 皆さま、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。 はじめに、加藤会長がご挨拶を申し上げます。
会 長	【会長挨拶】
事務局	それでは、議事の進行は、農業委員会会議規則の規定により、会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしくお願いいたします。 【会長、議長席に着く】
議 長	それでは、規定により私が議長を務めさせていただきます。これより先は、着座にて進行しますので、よろしくお願いいたします。 【議事録署名人及び書記の指名】
議 長	初めに私の方から議事録署名人を指名させていただきます。鈴木伸二委員、武田弘文委員の両委員にお願いをいたします。 本日の欠席届が、農業委員からは、2番 明比典正委員、19番 徳永耕治委員、21番 余吾秀利委員、農地利用最適化推進委員からは、19番 菅辰郎委員、22番 佐山林壱委員から出ておりますのでご報告をしておきます。 ただ今の出席農業委員数は、21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立することをご報告いたします。

書記につきましては、事務局の橋田、遠藤の両君にお願いをいたします。

それでは、議事に入ります。

農地法第3条関係

議 長 まず、農地法第3条関係、議案書につきましては3ページ、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

まず、124号について、審議いたします。

当案件について、〇〇委員は、申請人にあたり、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項に該当することから、一旦ご退席願います。

(〇〇 委員 退室)

議 長 それでは、議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 事務局の高橋です。よろしくお願いいたします。

議案内容についてご説明する前にお詫びがございます。

お手元にお配りしておりますこれらの資料、議案書の2ページと8ページになりますが、それぞれ下線を付した箇所に誤りがありましたので訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは、失礼して、着座にてご説明させていただきます。

議案書4ページをご覧ください。

124号は、〇〇の 〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました1件であります、これについて、地元の委員さんのご意見を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

地区委員 124号 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。

地元の委員さんからは問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、本件を原案どおり許可することといたします。

以上で、〇〇 委員に関する案件は終了いたしましたので、入室を認めます。〇〇委員さん、お入りください。

(〇〇 委員 着席)

議 長 それでは審議を再開いたします。

残り 18 件の議案内容について、事務局より説明をいたします。

事務局 議案書 4 ページをご覧ください。

125 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

126 号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

127 号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

128 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書 5 ページをご覧ください。

129 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

130 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

131 号は、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏が、水路改修工事における残地整理を行おうとするための申請でございます。

議案書 6 ページをご覧ください。

132 号は、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏が、水路改修工事における残地整理を行おうとするための申請でございます。

133 号は、〇〇の 〇〇 氏、 〇〇 氏が、水路改修工事における残地整理を行おうとするための申請でございます。

134 号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

135 号、136 号は、〇〇の有限会社 〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

137号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受け、新たに就農しようとする申請でございます。

138号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書7ページをご覧ください。

139号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から贈与を受けようとする申請でございます。

140号は、〇〇の 〇〇 氏が、経営規模拡大のため、〇〇の 〇〇 氏ほか〇名から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

議案書8ページをご覧ください。

141号は、〇〇の 〇〇 氏が、新規就農のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

142号は、〇〇の 〇〇 氏が、小作地解放のため、〇〇の 〇〇 氏から所有権の移転を受けようとする申請でございます。

以上18件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました案件の中で、126号、137号、138号及び141号は新規就農案件ではありますが、いずれも自家消費を目的とした家庭菜園であり、面接を行っておりませんので、事務局より報告をお願いしたいと思います。

事務局 失礼します。

126号の譲受人であります〇〇の 〇〇 氏は、6年ほど前に〇〇から移住し、〇〇に家を建て、自宅庭の家庭菜園にて季節野菜を耕作しております。そして、3年ほど前に「美味安全野菜栽培士」の資格を取得しております。今回、自身の定年退職に伴い、耕作する時間が増えることにより、より多くの種類の野菜を耕作したいと思い、そのためには現在の家庭菜園では手狭であることから自宅隣地の農地〇〇㎡を買い受け、家庭菜園の拡張を行おうとする申請であります。

137号の譲受人であります〇〇の 〇〇 氏は、今回、空家バンクにて〇〇㎡の農地付きの住居を購入し、就農しようとするものであります。幼い頃に農業の手伝いをしていた経験があり、申請地には、ジャガイモ、大根、ほうれん草等の野菜とイチジク、ミカン等を耕作する予定としております。

138号の譲受人であります〇〇の 〇〇 氏は、〇〇の農地〇〇㎡を買い受け、就農しようとするものであります。以前から野菜作りに興味を持っており、庭などで家庭菜園を時々していたこともありま

したが、今回、農地を買い受ける機会ができたことにより、本格的に自家消費用の野菜等を耕作したいとの思いから今回の申請になったとのことであります。

141号の〇〇の 〇〇氏は、現在は〇〇在住であります。地元は〇〇であります。今回、終の棲家と両親の世話のため〇〇の農地付きの住居を購入し、農地部分〇〇㎡の申請となります。購入後につきましては、〇〇と〇〇の二拠点生活になりますが、リモートワークを活用し、半年ほどは〇〇に居住する予定であり、懸念される年間150日以上農業従事要件は満たされるものと考えております。そして、3から5年を目途に居住を〇〇一本にする予定であります。また、実家が以前農業をしていたため、農業経験もあり、野菜とミカンを耕作する予定であります。

こちらの4件につきましては、規模拡大の予定はないとのことであり、また、農地は農地として管理するよう確約させ、その旨の誓約書の提出も受けております。

以上です。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。

ただ今事務局より説明がありました18件について、まず125号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしくお願いします。

地区委員

125号 問題ありません。

126号、127号、128号 問題ありません。

129号 問題ありません。

130号 問題ありません。

131号、132号、133号 問題ありません。

134号 問題ありません。

135号、136号 問題ありません。

137号 問題ありません。

138号、139号、140号 問題ありません。

141号 問題ありません。

142号 問題ありません。

議長

ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも別段問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等はございませんでしょうか。

委員一同

異議なし。

議長 ありがとうございました。
「異議なし」ということでありますので、以上18件を原案どおり許可することといたします。

農地法第5条関係

議長 次に、農地法第5条関係になります。議案書9ページ、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、議案内容を事務局より説明をいたします。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

75号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、住宅敷地を拡張しようとする申請でございます。

76号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

本件は是正案件であり、申請地は既に造成され、カーポートや物置が設置されておりますが、これは平成26年頃に申請地の隣接地に居住していた譲受人が自宅敷地に駐車場や物置を設置するスペースがなかったため設置したもので、譲受人のみならず、譲受人の父親である譲渡人も農地法に関する十分な知識がなく、譲渡人は当該行為が違反転用にあたると知らず設置を許してしまったとのことであります。

現在、譲受人は、住民登録上の住所を変更することなく〇〇内の賃貸住宅に居住しておりますが、賃貸人から当該住宅の明け渡しを求められており、検討の結果、父親が所有する申請地を譲り受け、新たに住宅を建築することとなり、専門家に調査を依頼したところ、申請地が違法状態であることが判明いたしました。申請人は深く反省し「カーポート及び物置は解体撤去し、二度とこのようなことはいたしません。何分にも寛大なるお取り計らいを賜りますようお願い申し上げます」との始末書が提出されております。

77号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

79号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

80号は、〇〇の 〇〇 氏が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、自己住宅を建築しようとする申請でございます。

議案書11ページをご覧ください。

81号は、〇〇の株式会社 〇〇が、〇〇の 〇〇 氏から所有権移転を受け、分譲地1区画を造成しようとする申請でございます。

82号は、〇〇の〇〇 株式会社が、〇〇の 〇〇 氏から賃借権設定を受け、露天資材置場として一時転用しようとする申請でございます。なお、令和7年3月31日まで借り受けることとしており、事業終了後の農地復元計画書及び誓約書も提出されております。

以上7件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました7件について、ご審議をお願いしたいと思いますが、まず75号より地元委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしく願いをいたします。

地区委員 75号 問題ありません。

76号 是正案件なので仕方がないと思います。

77号 問題ありません。

79号、80号 問題ありません。

81号 問題ありません。

82号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

地元の委員さんの方からも問題ないということではありますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上7件を原案どおり承認することとし、知事に進達をいたします。

農業振興地域整備計画変更関係

議長 つづきまして、議案書につきましては12ページ、議案第3号、農業振興地域整備計画変更に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 議案書13ページをご覧ください。

位置図及び地番図は14ページから15ページになります。

6号であります。申請地は、国営緊急農地再編整備事業 道前平野地区（明理川換地区）の事業実施により、農業用倉庫用地として土

地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域に設定されたことに伴い、農用地区域から除外をしようとするものでございます。

7号であります。申請人である〇〇氏は、現在、市内の賃貸住宅に妻と子の3人で居住しておりますが、現在の住居が手狭になってきたことから、父親から土地を提供してもらい住宅を建築するため、農用地区域から除外をしようとするものでございます。

以上2件、ご審議よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がございました2件であります。6号より地元の委員さんのご意見を伺いたいと思います。

よろしくお願いをいたします。

地区委員 6号 問題ありません。

7号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。

2件とも地元の委員さんの方からは問題ないということでございますが、ほかに、ご意見、ご異議等ございませんか。

地区委員 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上2件を原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、議案書につきましては16ページ、議案第4号、農用地利用集積計画に対する意見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明をいたします。

事務局 議案書18ページをご覧ください。

件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申出書を確認し、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。

詳細につきましては、議案書19ページから58ページとなっております。

ります。

農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、177件、面積は、75万8,120.94㎡となっております。そのうち、所有権移転は、7件、面積は、2万6,666㎡となっております。

以上でございます。ご審議よろしく願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より説明がありました内容ですが、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

ただ今の説明に対するご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、原案どおり承認することとし、市長に回答をいたします。

報告承認案件

議 長 それでは最後になりますが、議案書につきましては59ページ、報告承認案件について、事務局より報告をいたします。

事務局 それでは、ご報告させていただきます。

令和6年9月17日から、令和6年10月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を72件受理しております。

以上報告案件について、ご了承をお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。

ただ今事務局より報告がありました案件であります。何かご意見、質問等、ございませんでしょうか。

(意見なし)

議 長 ありませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

ないようですので報告承認案件を終了いたします。

議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。この際でございます、ご意見等何かございましたら伺いしますが、ございませんか。

(意見なし)

議 長 ないようでございますので本日の総会はこれで閉会いたします。慎重審議、ありがとうございました。

8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第3号	農業振興地域整備計画変更に対する意見について	原案承認
議案第4号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認

9. 閉会の日時

令和6年11月5日 午後2時29分